

普通徴収理由内訳書の記入について

普通徴収理由内訳書は普通徴収総括表の裏面にあります。

個人住民税（市県民税）の普通徴収理由内訳書

次のA～Eに該当する場合は普通徴収とすることができます。

略号	普通徴収理由（下記以外の理由は不可）	人数
	(事業所全体 ↓)	
A	従業員等が2名以下	人
	(従業員毎 ↓)	
B	他の事業所で特別徴収されている	人
C	給与から税額を引くことができない	人
D	給与支払日が不定期	人
E	退職予定者	人
普通徴収合計人数		人

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と理由ごとの内訳は上記のとおりです。

※普通徴収該当者がいる場合は各給与支払報告書の摘要欄に略号（A、B...）を必ず記入してください。

◎ 記入の方法について

A欄

特別徴収の対象は3名以上の従業員等がいる事業所です。

よってこの欄は従業員等が2名以下の場合のみ記入ください。

B欄

他に主として勤務している事業所がある従業員等の人数を記入ください。乙欄・丙欄該当者についてはこの欄に記入しなくて結構です。

C欄

給与の金額が月毎に大きくばらつきがある、前年と比較して給与が大きく減少してしまった等の理由により給与から税額を引くことができない場合に記入ください。

※事務的に特別徴収ができない等の理由は該当しません。

D欄

給与の支払いが月ごとに行われない場合。住民税を毎月給与から引き去りができない場合はこちらに記入ください。

E欄

すでに退職することが決まっている場合や雇用期間が年度途中で満了する場合で、特別徴収することができない場合に記入してください。

※e L T A Xで給与支払報告書を提出する場合

e L T A Xで提出する場合は、普通徴収理由内訳書の添付ができませんので、摘要欄に略号（A、B...）を必ず記入してください。

※非正規雇用者等（アルバイト・パートを含む）の扱いについて

非正規雇用者についても原則特別徴収をしなければなりません。ただし、非正規雇用のため継続した雇用が見込めない場合はE欄に、給与形態の都合上、安定した給与の支払いが見込めず、給与から税額を引くことができない場合はC欄に記入することができます。